

協同組合の検査

1 検査の目的

検査は、農業協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法、農水産業協同組合貯金保険法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定に基づき、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合の正常な事業運営を促進し、農林水産業の健全な発達に資することを目的としています。

2 検査の実績

年度	農業協同組合				森林組合			水産業協同組合		
	対 象 組合数	実施組合数			対 象 組合数	実施組合数		対 象 組合数	実施組合数	
		常例 検査	要請 検査	随時 検査		常例 検査	事後確認 検査		常例 検査	事後確認 検査
平成30	5	4	1	1	16	6	5	27	8	0
令和元	5	5	0	1	16	5	6	27	10	0
令和2	5	5	0	0	16	5	5	27	7	0
令和3	5	5	0	0	16	5	5	27	7	0